

オンライン本会議の実現に必要な地方自治法改正を求める意見書

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、相当数の議員が隔離された状況においても、急を要する感染症対策議案の審議、議決が求められる事態が、現実のものとして想定される。

したがって、定足数を満たす人数の議員が議場に参集できない状態においても、審議、表決などを可能とする議会運営方法を確立しておかなければ本会議を開けず、議決機関として住民の期待に応えることができない。

英国議会では、すでにいわゆるオンライン本会議を実現されているが、我が国においては地方自治法第113条及び第116条第1項における出席の概念が現に議場にいることを前提としており、オンラインによる本会議運営は現行法上できないと解されている。

一方で、総務省は令和2年7月16日付総行第180号で、(新型コロナウイルス感染症対策に係る地方公共団体における議会の委員会の開催方法に関するQ&Aについて) 見解を発出されているが、本会議においてもオンライン化ができなければ、議会としての意思決定プロセスは完結できず、議案審査上の利点は限られる。

よって、国及び政府においては、委員会審議におけるオンライン化の意義を認めるのであれば、本会議への導入も同様に是認すべきであり、本会議への参加、表決の意思表示がオンラインによっても可能となるよう、地方自治法における招集・応招・出欠席・表決等の規定を速やかに改正することを強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年1月25日

大阪府南河内郡河南町議会